

ノートパソコン貸与基準

以下の貸与条件に該当する場合は、貸与を必要とする方のノートパソコン貸与申請にもとづき、原則入学年度の9月末までノートパソコンを貸与します。

(貸与対象者)

貸与対象者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- ・ 入学料免除、または入学料徴収猶予の対象者の要件に該当している者
- ・ 入学料免除申請、または入学料徴収猶予申請をした者
- ・ 入学料免除申請、または入学料徴収猶予申請の提出書類の貸与業務への利用に同意する者

(貸与対象者の選定)

貸与申請が多数の場合は、抽選により貸与対象者を選定する。